

京情審答申第79号
平成24年3月30日

京都府教育委員会
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会
会長 山本 克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年9月15日付け3教山第1612号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、異議申立てを却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年7月21日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「城陽中学校テスト解答用紙の廃棄についての報告書」（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年7月29日、実施機関は、本件公文書を保有していないため、本件公開請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- 3 平成23年8月29日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成23年9月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

平成23年7月6日18時頃、城陽市教育委員会から京都府山城教育局学務課長に電話で概要の報告があり、同月8日10時頃、城陽市教育委員会から山城教育局統括指導主事にファックスで記者発表資料が送付され、同月25日正午頃、城陽市教育委員会から山城教育局統括指導主事に報告書が手渡されたものである。

実施機関は、平成23年7月21日異議申立人の請求に対し、同月29日付けで本件処分を行った。実施機関は、公文書の公開請求を受理した日から一定の期間に公開するかどうか存否も含め決定するのであるから、非開示不存在等の決定は、決定がされた時を基準とし、その時点における保有によ

って判断されるべきもので、その時点で保有する公文書（情報）が対象となると考えられるから、「対象文書を保有していない」との本件処分は不当であり、取り消されるべきである。

実施機関は条例制定の理念を尊重し制度の的確な運用を行う中で、公文書部分公開決定処分を行ったもので「非公開（不存在等）」は妥当であると述べているが、行ったのは公文書部分公開処分ではなく、「非公開（不存在等）」であり、制度の的確な運用にしては整合性の取れない主張であると言わなければならない。

本件申立てに係る文書は、平成23年7月21日付け請求で、報告者である城陽市教育委員会が本件に関し同月8日に記者発表をし、同月9日付けで各紙掲載されている公知の事実である。

事実に基づき、新聞や城陽市教育委員会がファックスで京都府山城教育局に報告資料を送付したものを基に文書を特定請求したもので、非開示（不存在等）は有り得ない処分である。

平成23年8月1日付けの本件公文書に係る公文書公開請求は、報告義務者である城陽市教育委員会から、同年7月25日正午頃、城陽市の担当者が京都府山城教育局指導主事へ報告書を持参し手渡した旨を確認し、再度請求したもので、行政処分である「不存在」処分は依然として効力を持ち存在している。実施機関は同年8月1日の新たな請求により、同月15日付で部分公開しているから、本件に係る不服申立ての利益は消滅している、と主張しているが、司法判断はどのようになっているか事例をもって意見を述べる。

- 1 公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書が書証として提出されたとしても当該公文書の非公開公文書の非公開決定の取消しを求める訴えの利益は消滅しない。＜最高裁判所平成14年2月28日判決＞
- 2 開示請求に係る文書が存在しないから不存在通知の取消しを求める訴えの利益はない旨の主張が排斥された事例＜横浜地方裁判所平成13年3月7日判決＞
- 3 公文書の非開示処分後に請求文書が書証として提出されるなどにより、その情報内容を該当文書の開示以外の方法で知りうるようになったとしても、非開示処分の取消しを求める利益は消滅しないとされた事例＜和歌山地方裁判所平成12年3月31日判決＞
- 4 公開請求に対し、担当者が請求の対象である文書をそうでないかのように扱い、その事を請求者に分からないようにしたことにより、請求者の公開請求に対する利益を過失により侵害した違法があるとして、精神的損害の賠償請求が認容された事例＜横浜地方裁判所平成13年2月14日判決＞

このように、行政処分に対し取消しを求める利益「訴えの利益」を、裁判所は認めている。

本件申立ては、実施機関である教育委員会が請求公文書を決裁時保有していた事を立証し、本件処分の取消しを求めているのである。

実施機関は、妥当であると主張するが、基本的認識に二つの相違点がある。

一つは、処分時点での基本的な認識の相違である。

本件処分では、平成23年7月21日の請求時点で判断し、保有していなかったため処分は妥当であった、との実施機関の主張であるが、京都府の「情報公開事務の手引」17頁、(公文書の公開義務)第6条の解説5によると、個々の公開請求における非公開情報該当性の判断の時点は、公開決定等の時点であると明示しており、実施機関の判断認識に瑕疵があると思われる。

二つ目は、実施機関は本件取消しを求める訴えの利益は消滅している、と主張しているが、本件申立ては、平成23年7月29日付けの公文書非公開(不存在等)決定処分の取消しの申立てであり、現に処分が存在している以上、今後適正な処分として妥当な運用実例として適用される可能性がある行政処分の救済処置としての取消しを求める訴えの利益が奪われる結果になる。司法判断、最高裁判例は証書として提出されたとしても、訴えの利益は消滅しないとされており、最終的には、司法判断の下で判断されるべきものである。

実施機関の的外れの主張であり、本件申立てをしなければ、京都府の情報公開の運用実例として確立され、情報公開請求権が門前払いとなり、申立ての立証責任は請求権者にあるので、多大な負担を強いることになり、安易な処分名目に使われる恐れがある。他の非開示処分とはその性格を異にしている。

訴えの利益は消滅しているということについても、司法判断、最高裁判所判例や高等裁判所や地方裁判所レベルにおいても認められていることである。実施機関の妥当であるとの主張は、京都府の「情報公開事務の手引」や判例を無視した主張であり、基本的認識や理解に欠けている主張であるといわなければならない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関としては、開示請求時点において、存在する記録をあるがままの状態の開示すれば足り(宇賀克也著 新・情報公開法の逐条解説 29項及び別紙3:平成21年徳島県情報公開審査会答申第71号参照)、今回の報告書のように対象公文書の到着時期によっては決定期限までに処分を行うことが難しい場合もあることから、一定の時点で区切る必要があるのが妥当であると考え、開示請求の対象となる公文書の存在・不存在を公文書公開請求があった時点で判断し「対象文書を保有していない」として非公開(不存在等)決定を行ったものであり、妥当な処分であると考えられる。

なお、異議申立人から平成23年8月1日付けで再度同一の内容の請求があり、同年8月15日付け3教山第1468号にて公文書部分公開決定を行っており、本件事案については不服申立ての利益は消滅しているものと思われるが、今後の情報公開実務の運営上重要な論点に関する問題であるので、本件異議申立てについて審査会の判断を願いたい。

以上述べたとおり、実施機関としては、制度の的確な運用を行っており、本件事案については、「本件事案については、異議申立人が異議を申し立てた部分につき、実施機関が非公開（不存在等）とした判断は妥当である。」との答申を求める。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。当審査会は、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈し、以下に判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、城陽中学校テスト解答用紙の廃棄についての城陽市教育委員会から京都府山城教育局長への報告書であると認められる。

3 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

本件公文書については、平成23年8月1日付けの異議申立人からの公文書公開請求に基づき、同月15日付け3教山第1468号「公文書部分公開決定通知書」により既に異議申立人に部分公開されており、本件公文書に係る異議申立ては、その利益がないため却下すべきである。

付言するに、仮に異議申立ての利益があったとしても、文書を取得した後組織的に文書の存在を確認するまでには、ある程度の期間を要するので、公開決定時点で公文書の存否を特定し、かつ、公開又は非公開の判断を行うことが困難であると認められることから、対象公文書の特定は公開決定時点ではなく、公開請求時点を基準として行うべきであり、本件公文書については、異議申立人の意見書にもあるように、平成23年7月25日に城陽市から京都府山城教育局に提出されたものであるので、

本件請求の同月21日時点では不存在と判断するのが妥当である。

なお、京都府の「情報公開事務の手引」17頁28行目において示しているのは、請求対象公文書における非公開情報の判断を行う時点であり、請求対象公文書の存在又は不存在の判断基準時は公文書の公開請求時点であることを念のため申し添える。

4 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 9 月 15 日	諮問書の受理
平成 23 年 10 月 11 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 23 年 11 月 4 日	異議申立人の意見書の受理
平成 23 年 12 月 26 日	第 1 回 審査会
平成 24 年 1 月 17 日	第 2 回 審査会
平成 24 年 2 月 20 日	第 3 回 審査会
平成 24 年 3 月 30 日	答 申